

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等^{※1}を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方^{※2}
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- ④ 上記の①～③に該当せず、令和2年6月分のこどもすこやか手当を受給している方

※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ 基本給付は申請不要です
- ▶ 8月31日（月）、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金を希望しない場合は、碧南市役所こども課までご連絡ください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

- ▶ 追加給付は申請が必要です。
- ▶ 現況確認時（8月）にあわせて、収入が減少している旨の申請を行っていただきます。
- ▶ 所得の減少が確認できる書類（数か月分の給与明細等）をお持ちください。

それ以外の方（表面1. ②、③、④に該当する方）

- ▶ 基本給付、追加給付（1. ②に該当する方）ともに申請が必要です。

【必要書類】

- | | |
|------------|---|
| 表面1. ②・③の方 | ・ 公的年金の金額が確認できるもの（ <u>年金受給者のみ</u> ）
（年金決定通知、年金額改定通知等） |
| ②～④の方 | ・ H31年度課税証明書
・ 直近の収入額が確認できるもの
（数か月分の給料明細等）
・ 本人確認書類の写し
（運転免許証、保険証の写し等）
・ 受け取り口座が確認できる書類
（通帳やキャッシュカードの写し等） |

※上記必要書類以外にその他書類の提出を求める場合があります。ご了承ください。

※児童扶養手当の認定を受けていない方は、ひとり親世帯の認定に必要な書類がありますので、碧南市役所こども課までご相談ください。

- ▶ 申請書を記入し、必要書類とともに碧南市の窓口に直接ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

お問い合わせ先

- 碧南市役所こども課「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口
電話 0566-95-9886（ダイヤルイン）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。